

資料：罰則等

1 報告の徴収

都道府県知事（政令市は市長）は、法律の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者などに対し、廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む。）の保管、収集運搬又は処分や、施設の構造又は維持管理などについて、報告を求めることができます。（法第 18 条第 1 項）

なお、求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、罰則の対象となり、30 万円以下の罰金に処せられます。（法第 30 条第 7 号）

2 立入検査

都道府県知事（政令市は市長）は、法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物処理業者その他の関係者の事務所、事業場、車両又は船舶等や、産業廃棄物処理施設のある土地又は建物などに立ち入り、廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む。）の保管、収集運搬又は処分や、施設の構造又は維持管理などについて、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む。）を無償で収去させることができます。（法第 19 条第 1 項）

なお、立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者は、罰則の対象となり、30 万円以下の罰金に処せられます。（法第 30 条第 8 号）

3 行政処分

(1) 改善命令

都道府県知事（政令市は市長）は、事業者又は産業廃棄物処理業者が基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分を行った場合、期限を定めて、その方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。（法第 19 条の 3）

なお、改善命令に違反した者は、罰則の対象となり、3 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金又はこれを併科されます。（法第 26 条第 2 号）

(2) 措置命令

都道府県知事（政令市は市長）は、基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができます。（法第 19 条の 5 第 1 項）

なお、措置命令に違反した者は、罰則の対象となり、5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこれを併科されます。（法第 25 条第 5 号）

【措置命令の対象者】（法第 19 条の 5 第 1 項、第 19 条の 6 第 1 項）

- a 基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分を行った者
- b 規定に違反する委託により収集運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者
- c マニフェスト（産業廃棄物管理票）に係る義務について、次のいずれかに該当する者
 - ① マニフェストを交付せず、又は必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストを交付した者
 - ② マニフェストの写しを送付せず、又は必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストの写しを送付した者
 - ③ マニフェストを回付しなかった者
 - ④ マニフェスト又はその写しを保存しなかった者
 - ⑤ マニフェスト交付者が講ずべき措置を適切に講じなかった者
 - ⑥ マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた者
 - ⑦ 収集運搬又は処分が終了していないにもかかわらず、マニフェストの写しの送付又は情報処理センターへの報告をした者
 - ⑧ 情報処理センターに虚偽の登録をした者
 - ⑨ 情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした者
 - ⑩ 情報処理センター登録者が講ずべき措置を適切に講じなかった者

- d a～cに掲げる者が法第21条の3第2項に規定する下請負人である場合における同条第1項に規定する元請業者（適正にその処理を他人に委託していた者を除く。）
- e a～dに掲げる者に対して規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該行為をすることを助けた者
- f 法第19条の5第1項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次のいずれにも該当すると認められるときは、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（排出事業者等）
 - ① 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
 - ② 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたとき、その他法第12条第7項、第12条の2第7項及び第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし、排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

(3) 行政代執行

都道府県知事（政令市は市長）は、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、自らその支障の除去等の措置（行政代執行）を講ずることができます。（法第19条の8第1項）

なお、行政代執行に要した費用については、当該処分者等に負担させることができます。（法第19条の8第2項）

【行政代執行の要件】（法第19条の8第1項）

- a 措置命令を受けた処分者又は排出事業者等が、その期限までに措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- b 過失がなく支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。
- c 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、措置命令を行ういとまがないとき。

(4) 措置命令の規定の準用

都道府県知事（政令市は市長）は、以下に掲げる者が処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行っているとき、その者に対し、それぞれの処理基準に従って当該産業廃棄物を保管することその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。（法第19条の10）

【措置命令の規定の準用対象者】（法第19条の10）

- a 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けなかった者
- b 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の廃止等の届出をした者
- c 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を取り消された者
- d 再生利用、広域的処理又は無害化処理の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者
- e 再生利用、広域的処理又は無害化処理の認定を取り消された者
- f 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けるべき者が当該許可を受けずに、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を業として行った者

(5) 許可の取消し等

ア 事業の停止及び施設の使用の停止等

都道府県知事（政令市は市長）は、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が【事業の停止を命ずることができる場合】のいずれかに該当するときは、期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命ずることができます。（法第14条の3、第14条の6）

また、都道府県知事（政令市は市長）は、産業廃棄物処理施設の設置者が【施設の使用の停止等を命ずることができる場合】のいずれかに該当するときは、期限を定めて必要な改善を命じ、又は期間を定めて施設の使用の停止を命ずることができます。（法第15条の2の7）

【事業の停止を命ずることができる場合】

- a 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- b その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足り

るものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

c 許可に付した生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。

【施設の使用の停止等を命ずることができる場合】

a 施設の構造又はその維持管理が環境省令で定める技術上の基準又は申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき。

b 設置者の能力が、施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

c 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

d 許可に付した生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。

イ 許可の取消し

都道府県知事（政令市は市長）は、産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理施設の設置者が【許可を取り消さなければならない場合】のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。（法第14条の3の2第1項、第14条の6、第15条の3第1項）

また、都道府県知事（政令市は市長）は、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が「ア 事業の停止及び施設の使用の停止等」の【事業の停止を命ずることができる場合】のb若しくはcに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者が「ア 事業の停止及び施設の使用の停止等」の【施設の使用の停止等を命ずることができる場合】のa、b若しくはdに該当するときは、又は特定の最終処分場の設置者が維持管理積立金の積立てを行っていないときは、その許可を取り消すことができます。（法第14条の3の2第2項、第14条の6、第15条の3第2項）

【許可を取り消さなければならない場合】

a 欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき。

b 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときであって、情状が特に重いとき。

c 事業停止命令又は施設の改善命令若しくは使用停止命令に違反したとき。

d 不正の手段により許可を受けたとき。

4 罰則

廃棄物処理法の規定に違反した場合には、以下の罰則が科せられます。

5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法第25条）	① 無許可営業（法第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項） ② 不正手段による営業許可取得（①と同じ） ③ 無許可事業範囲変更（法第14条の2第1項、第14条の5第1項） ④ 不正手段による事業範囲変更許可取得（③と同じ） ⑤ 事業停止命令違反（法第14条の3、第14条の6）、措置命令違反（法第19条の5第1項、第19条の6第1項） ⑥ 委託基準違反（法第12条第5項、第12条の2第5項） ⑦ 名義貸しの禁止違反（法第14条の3の3、第14条の7） ⑧ 施設無許可設置（法第15条第1項） ⑨ 不正手段による施設設置許可取得（⑧と同じ） ⑩ 施設無許可変更（法第15条の2の6第1項） ⑪ 不正手段による施設変更許可取得（⑩と同じ） ⑫ 無確認輸出・同未遂（法第15条の4の7第1項） ⑬ 受託禁止違反（法第14条第15項、第14条の4第15項） ⑭ 不法投棄・同未遂（法第16条） ⑮ 不法焼却・同未遂（法第16条の2） ⑯ 指定有害廃棄物の処理禁止違反（法第16条の3）
3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法第26条）	① 委託基準違反（法第12条第6項、第12条の2第6項）、再委託禁止違反（法第14条第16項、第14条の4第16項） ② 施設改善命令・使用停止命令違反（法第15条の2の7）、改善命令違反（法第19条の3）、措置命令違反（法第19条の10第2項）

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 施設無許可譲受け・無許可借受け（法第 15 条の 4） ④ 無許可輸入（法第 15 条の 4 の 5 第 1 項） ⑤ 輸入許可条件違反（法第 15 条の 4 の 5 第 4 項） ⑥ 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（法第 16 条、第 16 条の 2）
2 年以下の拘禁刑若しくは 200 万円以下の罰金又はこの併科（法第 27 条）	<ul style="list-style-type: none"> ① 無確認輸出予備（法第 15 条の 4 の 7 第 1 項）
1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金（法第 27 条の 2）	<ul style="list-style-type: none"> ① 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第 12 条の 3 第 1 項） ② 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第 12 条の 3 第 3 項前段） ※ 運搬を終了したとき ③ 管理票回付義務違反（法第 12 条の 3 第 3 項後段） ④ 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第 12 条の 3 第 4 項、第 5 項、第 12 条の 5 第 6 項） ※ 処分を終了したとき ⑤ 管理票・同写し保存義務違反（法第 12 条の 3 第 2 項、第 6 項、第 9 項、第 10 項） ⑥ 虚偽管理票交付（法第 12 条の 4 第 1 項） ⑦ 引受禁止違反（法第 12 条の 4 第 2 項） ⑧ 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（法第 12 条の 4 第 3 項、第 4 項） ⑨ 電子管理票虚偽登録（法第 12 条の 5 第 1 項、第 2 項） ⑩ 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（法第 12 条の 5 第 3 項、第 4 項） ⑪ 管理票に係る勧告の措置命令違反（法第 12 条の 6 第 3 項）
1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金（法第 28 条）	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報処理センター秘密保持義務違反（法第 13 条の 7） ② 土地形質変更の計画変更命令違反（法第 15 条の 19 第 4 項）、措置命令違反（法第 19 条の 11 第 1 項）
6 か月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金（法第 29 条）	<ul style="list-style-type: none"> ① 欠格要件該当届出義務違反・虚偽届出（法第 14 条の 2 第 3 項、第 14 条の 5 第 3 項、第 15 条の 2 の 6 第 3 項） ② 事業場外保管届出義務違反・虚偽届出（法第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 3 項） ③ 施設使用前検査受検義務違反（法第 15 条の 2 第 5 項、第 15 条の 2 の 6 第 2 項） ④ 処理困難等通知義務違反・虚偽通知（法第 14 条第 13 項、第 14 条の 2 第 4 項、第 14 条の 3 の 2 第 3 項、第 14 条の 4 第 13 項、第 14 条の 5 第 4 項） ⑤ 処理困難時通知写し保存義務違反（法第 14 条第 14 項、第 14 条の 2 第 5 項、第 14 条の 4 第 14 項） ⑥ 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（法第 15 条の 19 第 1 項） ⑦ 事故時応急措置命令違反（法第 21 条の 2 第 2 項）
30 万円以下の罰金（法第 30 条、第 31 条）	<ul style="list-style-type: none"> ① 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第 12 条第 13 項、第 12 条の 2 第 14 項、第 14 条第 17 項、第 14 条の 4 第 18 項） ② 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反・虚偽届出（法第 14 条の 2 第 3 項、第 14 条の 5 第 3 項、第 15 条の 2 の 6 第 3 項、第 15 条の 4） ③ 定期検査拒否・妨害・忌避（法第 15 条の 2 の 2 第 1 項） ④ 維持管理記録義務違反・虚偽記録・備置き義務違反（法第 15 条の 2 の 4、第 15 条の 4 の 4 第 3 項） ⑤ 処理責任者等設置義務違反（法第 12 条第 8 項、第 12 条の 2 第 8 項） ⑥ 有害使用済機器保管等届出義務違反・虚偽届出（法第 17 条の 2 第 1 項） ⑦ 報告義務違反・虚偽報告（法第 18 条第 1 項、第 2 項） ⑧ 立入検査等拒否・妨害・忌避（法第 19 条第 1 項、第 2 項） ⑨ 技術管理者設置義務違反（法第 21 条第 1 項）

	⑩ 情報処理センター又は廃棄物処理センター規定違反（法第 13 条の 6、第 13 条の 8、第 13 条の 9 第 1 項、第 15 条の 13 第 1 項、第 18 条）
両罰規定 （法第 32 条第 1 項）	<p>(1) 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、各条項の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人に対して罰金刑を科する。</p> <p>「5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科」中の①～④、⑫、⑭、⑮は 3 億円以下、その他は各条項の罰金</p> <p>(2) 個人の代理人、使用人その他の従業者が、その個人の業務に関し、各条項の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その個人に対して各条項の罰金刑を科する。</p>
20 万円以下の過料 （法第 33 条）	<p>① 非常災害時事業場外保管届出義務違反・虚偽届出（法第 12 条第 4 項、第 12 条の 2 第 4 項）、既着手又は非常災害時土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（法第 15 条の 19 第 2 項、第 3 項）</p> <p>② 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画提出義務違反・虚偽記載（法第 12 条第 9 項、第 12 条の 2 第 10 項）</p> <p>③ 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反・虚偽報告（法第 12 条第 10 項、第 12 条の 2 第 11 項）</p>
10 万円以下の過料 （法第 34 条）	① 登録廃棄物再生事業者名称使用禁止違反（法第 20 条の 2 第 3 項）